

平成23年12月13日  
中部森林管理局

## 森林土木工事の調査・設計等業務に係る品質確保対策の 充実等について

森林土木工事の調査・設計等業務において、極端な低価格による受注が行われた場合、業務や工事の品質確保への支障などが懸念され、適切な業務の履行が確保されないおそれがあることから、中部森林管理局においては次の措置を実施することとしたのでお知らせします。

- 1 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）に満たない者と契約した業務については、次の事項を実施するものとする。

なお、次の（2）の実施については、入札説明書等に明記するものとする。

- （1） 低入札価格調査の調査月日等を中部森林管理局のホームページで公表する。  
（2） 契約相手方に以下を義務付けるものとする。
- ① 自社での照査後に第三者による照査を契約相手方の負担により実施すること。
  - ② 現地調査業務等の屋外業務では管理技術者を現場に常駐させること。
  - ③ 配置予定管理技術者とは別に管理技術者と同等以上の技術を持つ技術者を1名増員配置すること。
  - ④ 業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者と増員配置した技術者を出席させること。
  - ⑤ 発注者に損害を与えた場合は受注者の責任において損害補填する旨を明記した品質証明書を提出すること。

- 2 品質確保基準価格の設定

- （1） 予定価格が100万円を超え1,000万円以下の業務において、品質確保の観点から定めた価格（以下「品質確保基準価格」という。）を下回った場合は、上記1の（2）と同一の義務付けを行うものとする。  
（2） 品質確保基準価格の算出方式は、予決令第85条に基づく調査基準価格に準じて算出するものとする。

- 3 適用時期

この措置については、平成23年12月15日から適用する。

問い合わせ先	中部森林管理局
経理課	050-3160-6527
森林整備課	050-3160-6572
治山課	050-3160-6554